

原発事故当時大学生で福島県外に居住していたものの、平成23年4月には地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）内にある実家に戻り就職予定であった申立人について、同区域の住民に準ずる者として、平成23年3月から同年9月までの日常生活阻害慰謝料（月額10万円）の5割相当額及び原発事故による内定取消しにより発生した同年5月分の就労不能損害が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、申立人X2、申立人X3及び申立人X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

#### 1 申立人X1分

・ボイラー修理費用（平成23年12月27日付A（株）宛振込金受取書分）  
201,750円

#### 2 申立人X3分

・一時立入費用（平成23年5月分） 12,230円  
・就労不能損害（平成23年5月分） 171,700円  
・精神的損害（平成23年3月～同年9月） 350,000円

小計 533,930円

3 弁護士費用 22,071円

総額 757,751円

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として757,751円の支払義務のあることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目（同記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事

者間に何らの債権債務がない。

- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

#### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（若しくは記名）・押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年12月16日

(仲介委員 藤田 吉信)